平成２９年度第１回文京区環境対策推進本部　次第

日時：平成２９年７月５日（水）
午前９時３０分～
場所：庁議室

１　省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について　【資料第１号】

２　第２次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について
（平成２８年度実績について）　【資料第２～５号】

３　（仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について　【資料第６～７号】

［　配付資料　］
【資料第１号】省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について
【資料第２号】第２次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について
【資料第３号】平成２８年度区有施設電気使用量について
【資料第４号】平成２８年度省エネ指導の実施結果について
【資料第５号】平成２９年度区の主な夏季節電の取組みについて
【資料第６号】（仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について（概要）
【資料第７号】（仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について（詳細）
参考資料　　文京区環境対策推進本部設置要綱

【資料第１号】

# 省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について

（１）　文京区エネルギー管理統括者の選任について

エネルギーの使用の合理化に関する法律第７条の２に基づき、文京区エネルギー管理統括者として選任する。

| 職　　名 | 氏　　名 | 選　任　年　月　日 |
|---|---|---|
| 施設管理部長 | 鵜沼　秀之 | 平成２９年４月１日 |

（２）　文京区エネルギー管理企画推進者の選任継続について

エネルギーの使用の合理化に関する法律第７条の３に基づき、文京区エネルギー管理企画推進者として選任を継続する。

| 職　　名 | 氏　　名 | 選　任　年　月　日 |
|---|---|---|
| 保全技術課長 | 澤井　英樹 | 平成２７年４月１日 |

（３）　文京区教育委員会エネルギー管理統括者の選任継続について

エネルギーの使用の合理化に関する法律第７条の２に基づき、文京区教育委員会エネルギー管理統括者として選任を継続する。

| 職　　名 | 氏　　名 | 選　任　年　月　日 |
|---|---|---|
| 教育推進部長 | 久住　智治 | 平成２７年４月１日 |

（４）　文京区教育委員会エネルギー管理企画推進者の選任について

エネルギーの使用の合理化に関する法律第７条の３に基づき、文京区教育委員会エネルギー管理企画推進者として選任を継続する。

| 職　　名 | 氏　　名 | 選　任　年　月　日 |
|---|---|---|
| 教育総務課長 | 山﨑　克己 | 平成２８年４月１日 |

# 第2次 文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について

（省エネルギー法、東京都環境確保条例の届出に関するエネルギー使用量の報告）

## 1　二酸化炭素排出量実績

| 年度 | 17年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 原単位〔100㎡あたりの排出量〕（t-CO2） | 4.46 | 4.38 | 4.69 | 4.40 | 4.07 | 4.31 | 3.21 |
| 排出量（t-CO2） | 17,338 | 16,932 | 18,402 | 17,343 | 16,160 | 17,403 | 12,483 |
| 総延床面積（㎡） | 388,721 | 386,949 | 392,638 | 394,330 | 396,948 | 403,883 | 388,721 |
| 指数〔原単位あたり〕 | 100 | 98 | 105 | 99 | 91 | 97 | 72 |

電気使用量

| 電気使用量 | | 17年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用量 | kWh | 32,268,699 | 29,421,568 | 30,557,219 | 29,822,900 | 29,716,642 | 30,223,838 | 23,233,463 |
| | 指数 | 100 | 91 | 95 | 92 | 92 | 94 | 72 |
| 二酸化炭素排出量 | t-$CO_2$ | 12,198 | 12,852 | 14,110 | 13,322 | 12,319 | 13,453 | 8,783 |
| | 指数 | 100 | 105 | 116 | 109 | 101 | 110 | 72 |

※平成31年度における目標値は、基準年度の二酸化炭素排出係数、延床面積が変わらないものとして設定している。

都市ガス使用量

| 都市ガス使用量 | | 17年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用量 | ㎥ | 2,055,567 | 1,751,795 | 1,832,105 | 1,701,927 | 1,641,539 | 1,684,899 | 1,480,008 |
| | 指数 | 100 | 85 | 89 | 83 | 80 | 82 | 72 |
| 二酸化炭素排出量 | t-$CO_2$ | 4,027 | 3,907 | 4,104 | 3,812 | 3,677 | 3,774 | 2,899 |
| | 指数 | 100 | 97 | 102 | 95 | 91 | 94 | 72 |

※平成31年度における目標値は、基準年度の二酸化炭素排出係数、延床面積が変わらないものとして設定している。

## 2　二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組みの実績

水道使用量

| 水道使用量（㎥） | 17年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 528,524 | 514,064 | 505,953 | 491,985 | 471,870 | 471,662 | 502,098 |
| 指数（総量） | 100 | 97 | 96 | 93 | 89 | 89 | 95 |

廃棄物排出量

| シビックセンターの廃棄物排出量 | | 21年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 可燃物 | 排出量（kg） | 48,460 | 46,010 | 47,210 | 50,390 | 46,290 | 44,940 | 38,768 |
| | 指数 | 100 | 95 | 97 | 104 | 96 | 93 | 80 |
| 不燃物 | 排出量（kg） | 30,040 | 32,870 | 36,540 | 35,640 | 37,870 | 37,320 | 24,032 |
| | 指数 | 100 | 109 | 122 | 119 | 126 | 124 | 80 |

| シビックセンターを除く施設の一般廃棄物排出量（KL） | 21年度（基準年） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1,534 | 1,736 | 1,799 | 1,770 | 1,718 | 1,741 | 1,227 |
| 指数（総量） | 100 | 113 | 117 | 115 | 112 | 113 | 80 |

※有料ごみ処理券等による換算。

紙類購入量

| 紙類購入量（千枚） | 22年度（基準・実績） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度（実績） | 31年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 45,404 | 30,347 | 30,371 | 31,765 | 34,653 | 33,475 | 29,513 |
| 指数 | 100 | 67 | 67 | 70 | 76 | 74 | 65 |

※平成22年度を基準年として、平成31年度までに35％減を目標として削減に取り組む。

## ３　年度別二酸化炭素排出量

### （1）　実排出量

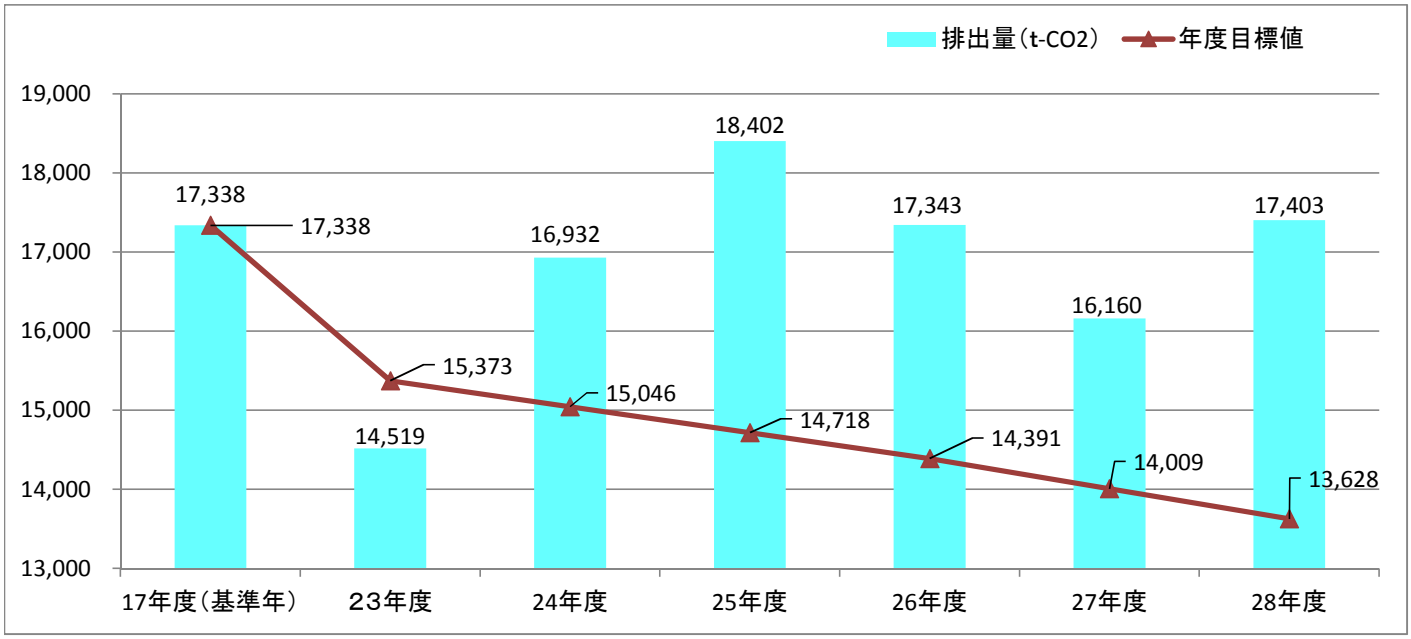


### （2）　電気の使用に伴う二酸化炭素（CO2）の排出係数の推移

| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気使用量（※） | 東京電力 | 0.375 | 0.464 | 0.525 | 0.531 | 0.505 | 0.500 | kg－$CO_2$／kWh |
| | F-Power | ---- | ---- | ---- | 0.491 | 0.454 | 0.480 | kg－$CO_2$／kWh |
| | 東京エコサービス | 0.057 | 0.065 | 0.092 | 0.080 | 0.071 | 0.102 | kg－$CO_2$／kWh |
| | 日本ロジテック協同組合 | ---- | ---- | ---- | 0.405 | 0.386 | ---- | kg－CO2／kWh |

※小数点以下第3位を四捨五入して計算する。

### （3）　二酸化炭素排出係数を平成23年度の数値で算定した場合

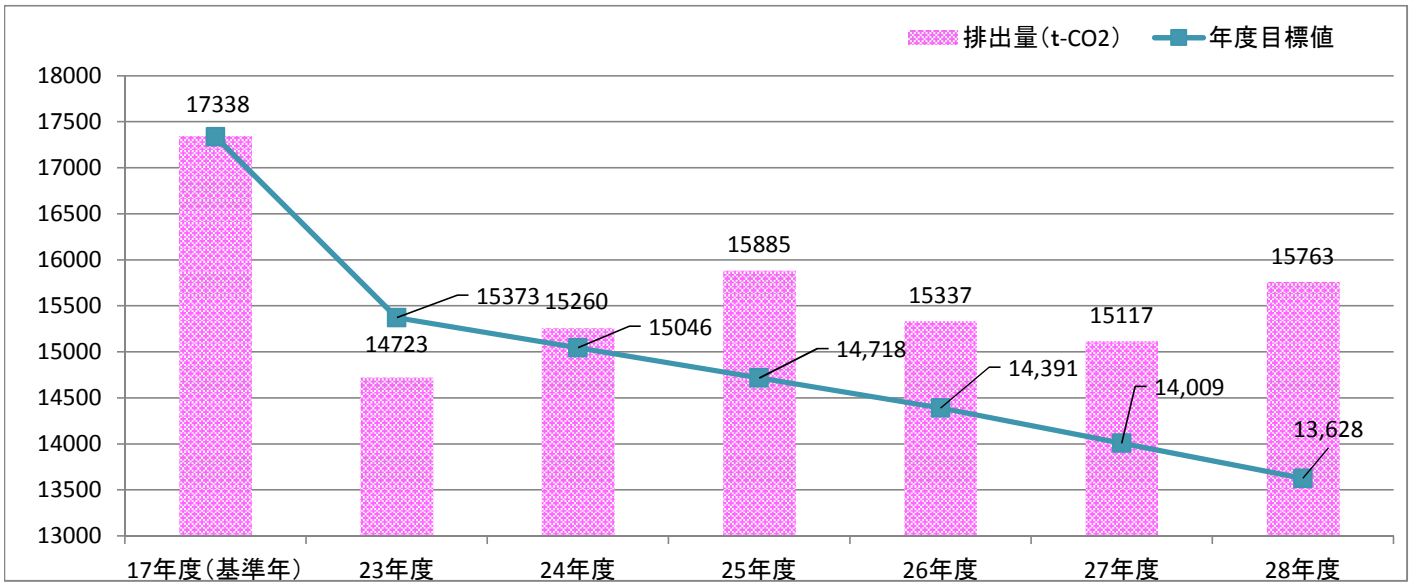

## 4 年度別エネルギー使用量

（1） 電気使用量

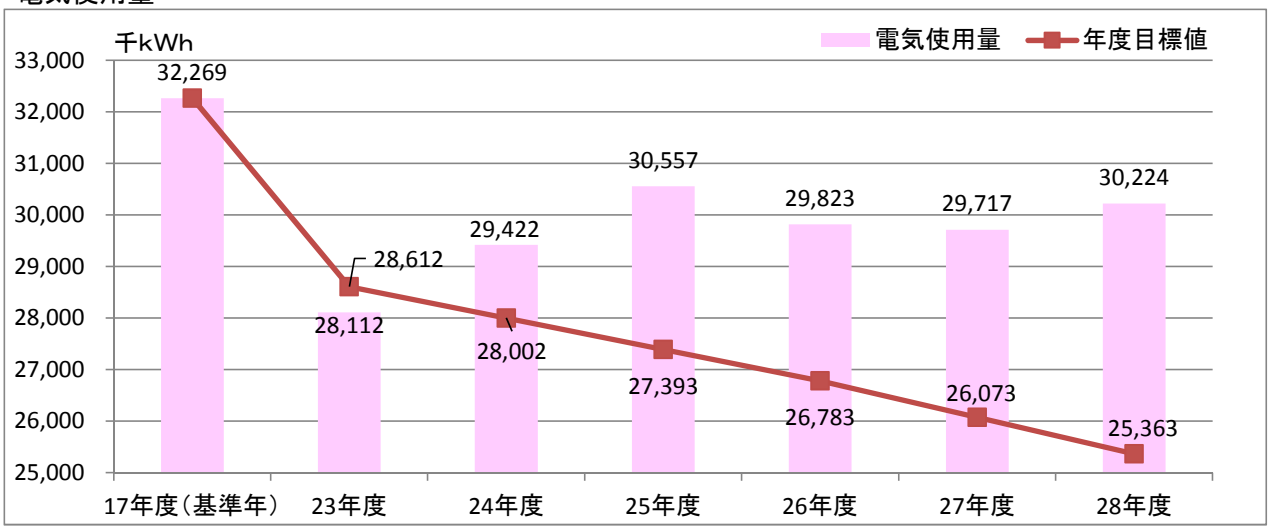


（2） ガス使用量

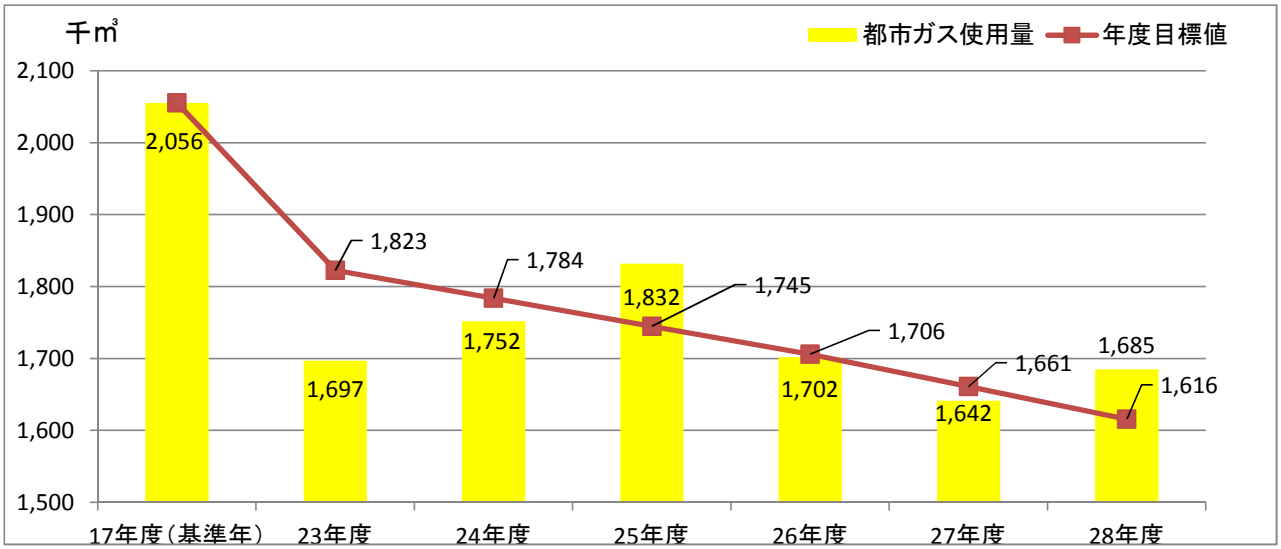


（3） 水道使用量

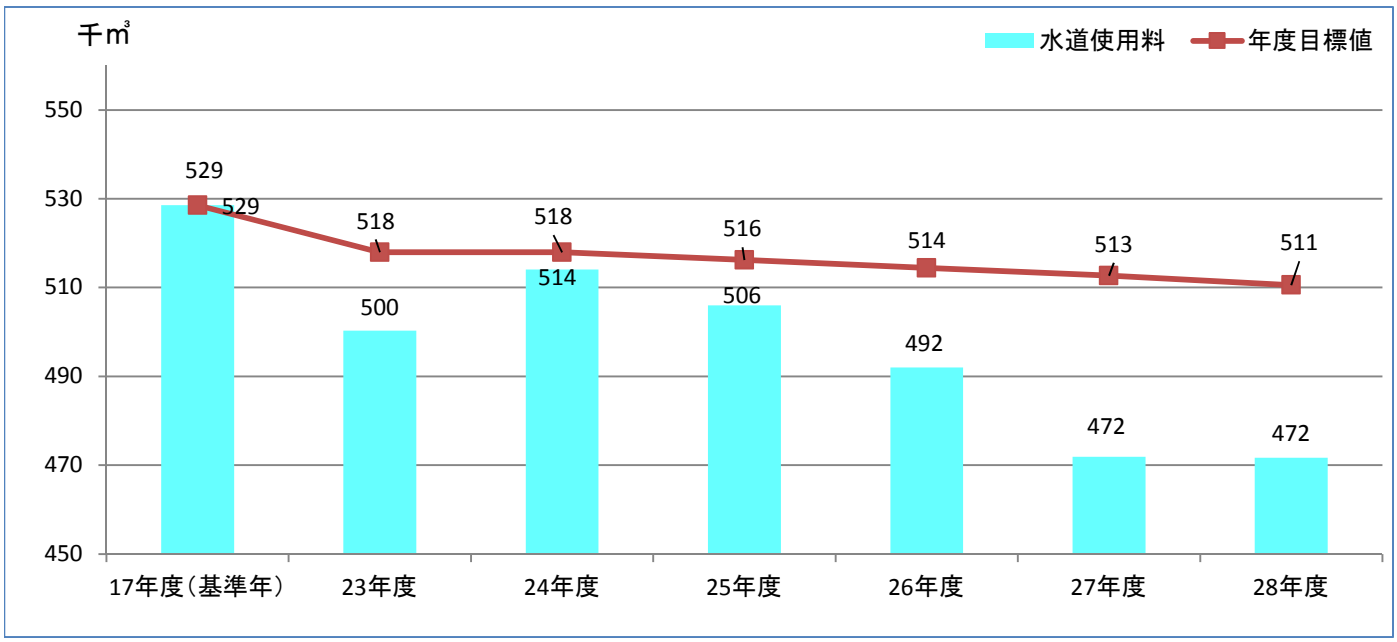

## 5　平成28年度新電力（特定規模電気事業者）からの電力調達

### （1）文京シビックセンターの新電力導入効果

#### ①F-Powerの導入効果≪上半期分≫

平成28年度上半期 電気使用量　4,575,625(kWh)

東京電力エナジーパートナー㈱と比較して削減された二酸化炭素排出量　92(t-CO2)

※削減理由：二酸化炭素排出係数が異なるため（東京電力EP㈱0.50→F-Power0.48）

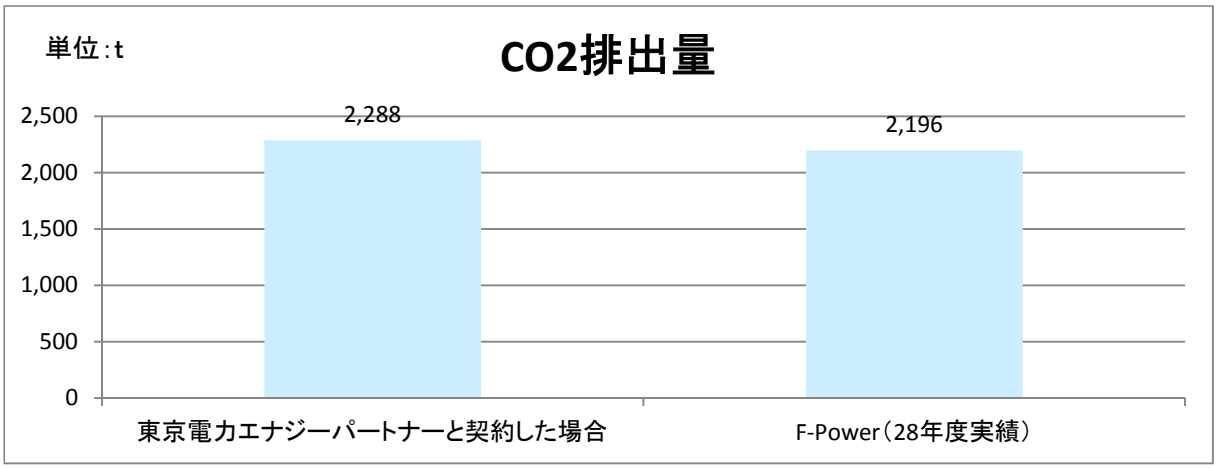


#### ② 東京電力エナジーパートナー の導入効果≪下半期分≫

平成28年度下半期の電気使用量　4,101,406(kWh)

入札により東京電力エナジーパートナー ㈱と契約したため、削減された二酸化炭素排出量は　0

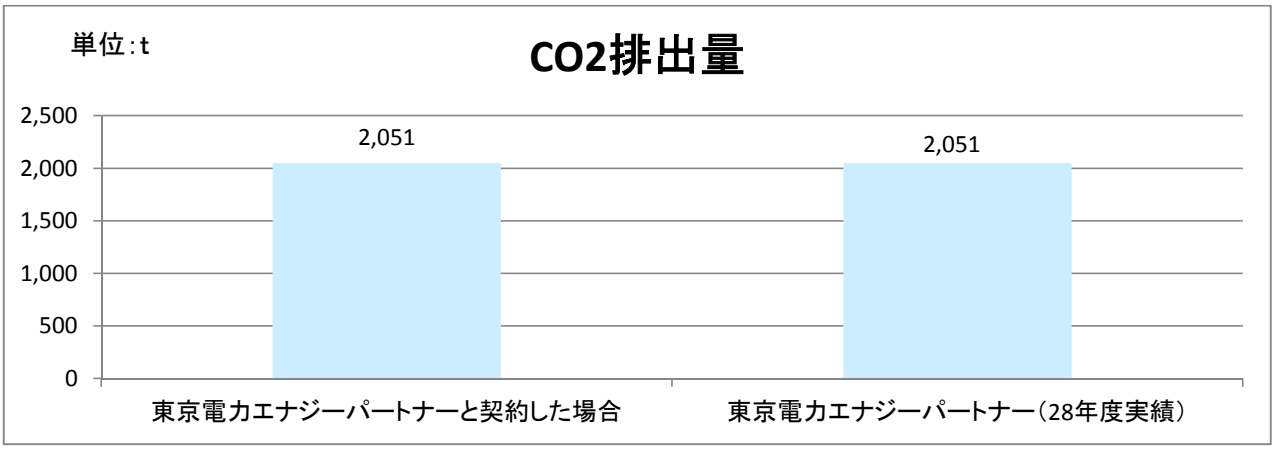


#### ③ 新電力の導入の効果≪年間分≫

平成28年度の電気使用量　8,677,031(kWh)

東京電力エナジーパートナー㈱と比較して削減された二酸化炭素排出量　92(t-CO2)

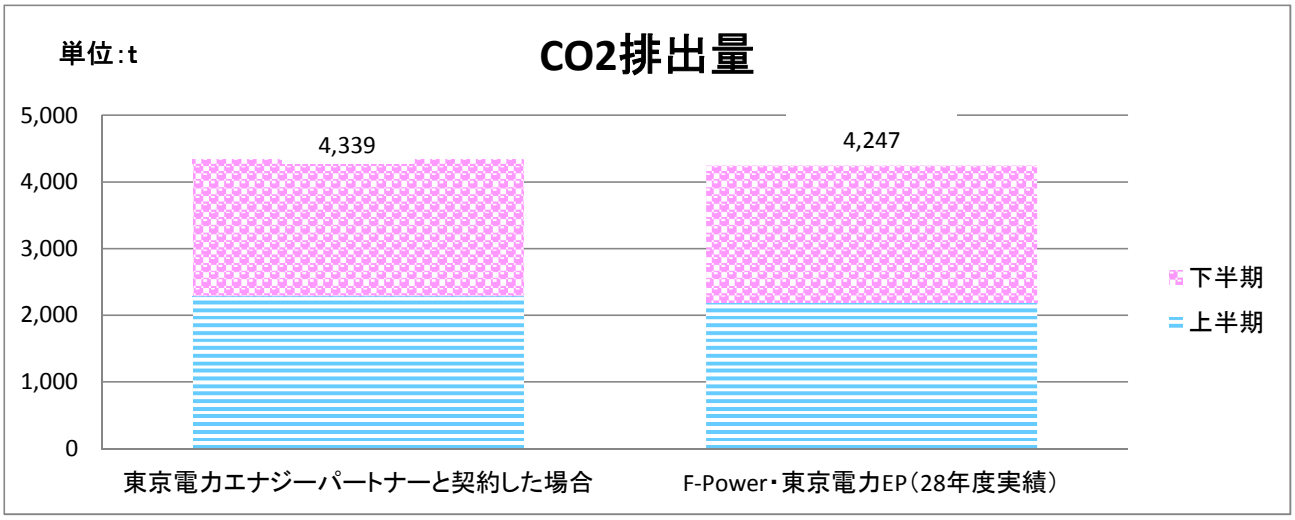

## （2）文京シビックセンター以外の施設の新電力導入効果

### ① 東京エコサービス（株）の導入効果≪全18施設≫

平成28年度東京エコサービス㈱の電気使用量　3,681,985(kWh)

東京電力エナジーパートナー㈱と比較して削減された二酸化炭素排出量　1473(t-CO2)

※削減理由：二酸化炭素排出係数が異なるため（東京電力EP㈱0.5→東京エコサービス㈱0.1）

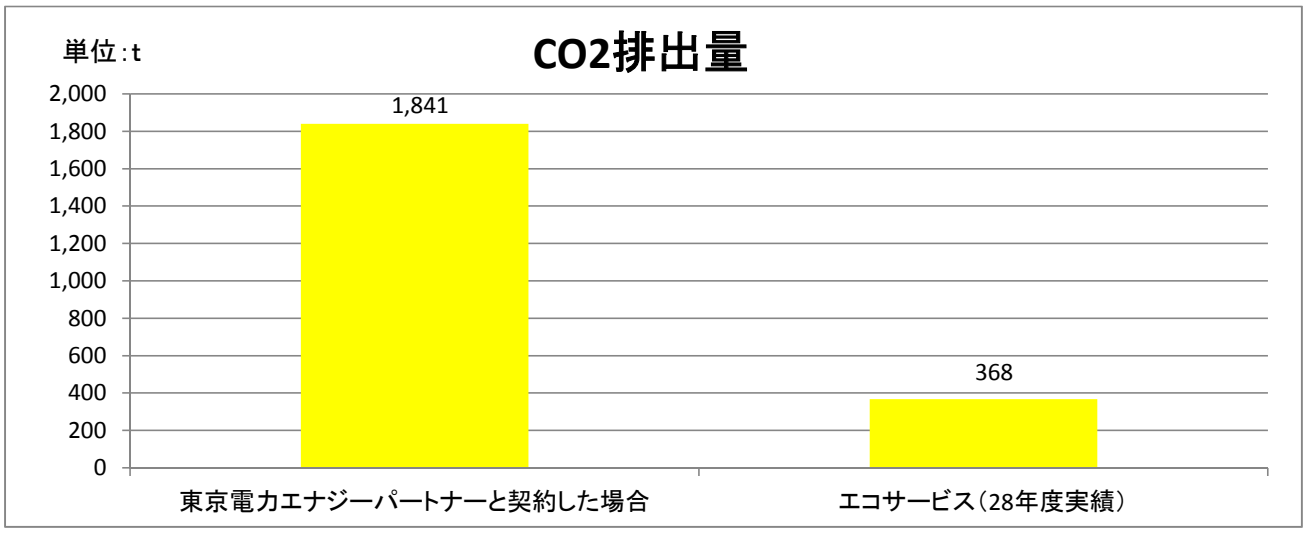


### ② F－Powerの導入効果≪全22施設≫

◎平成28年度F-Powerの電気使用量

平成28年度F-Powerの電気使用量　5,475,824(kWh)

東京電力㈱から切替えによって削減された二酸化炭素排出量　134**(t-CO2)**

※削減理由：二酸化炭素排出係数が異なるため（東京電力EP㈱0.5→F-Power0.48）

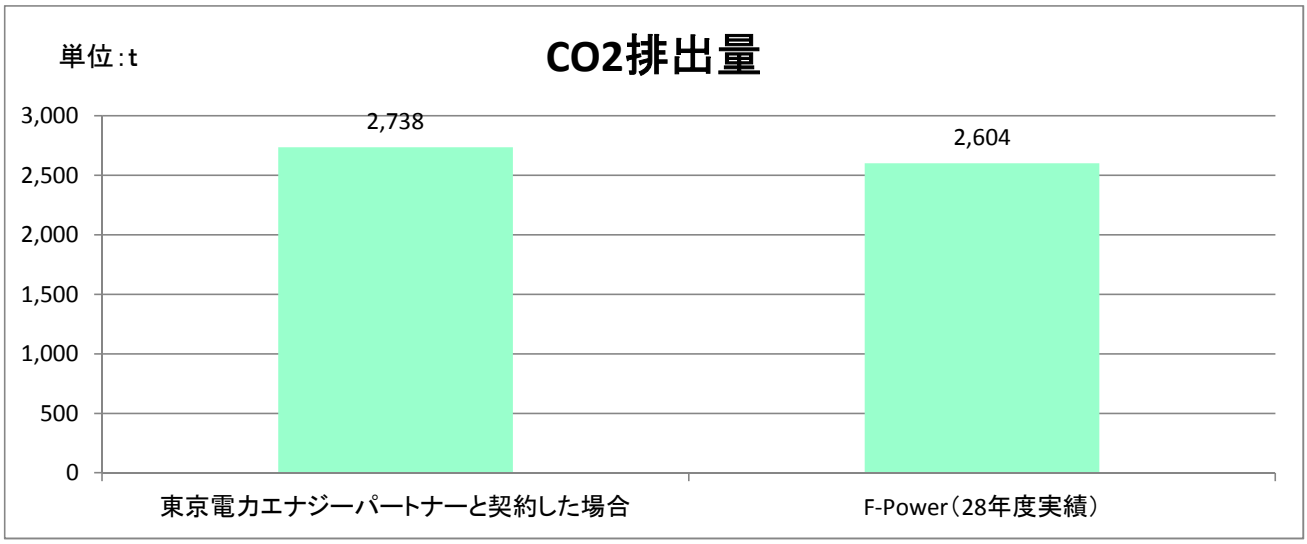


## ６ 今後の予定

平成29年7月　省エネ法定期報告書の作成及び提出

平成29年8月　東京都環境確保条例報告書の作成及び提出

平成29年9月　議会報告

平成29年11月　平成28年度文京区役所地球温暖化対策実行計画使用量の実績報告（公表）

【資料第3号】

**電気使用量（総量）の月別推移**

区長部局

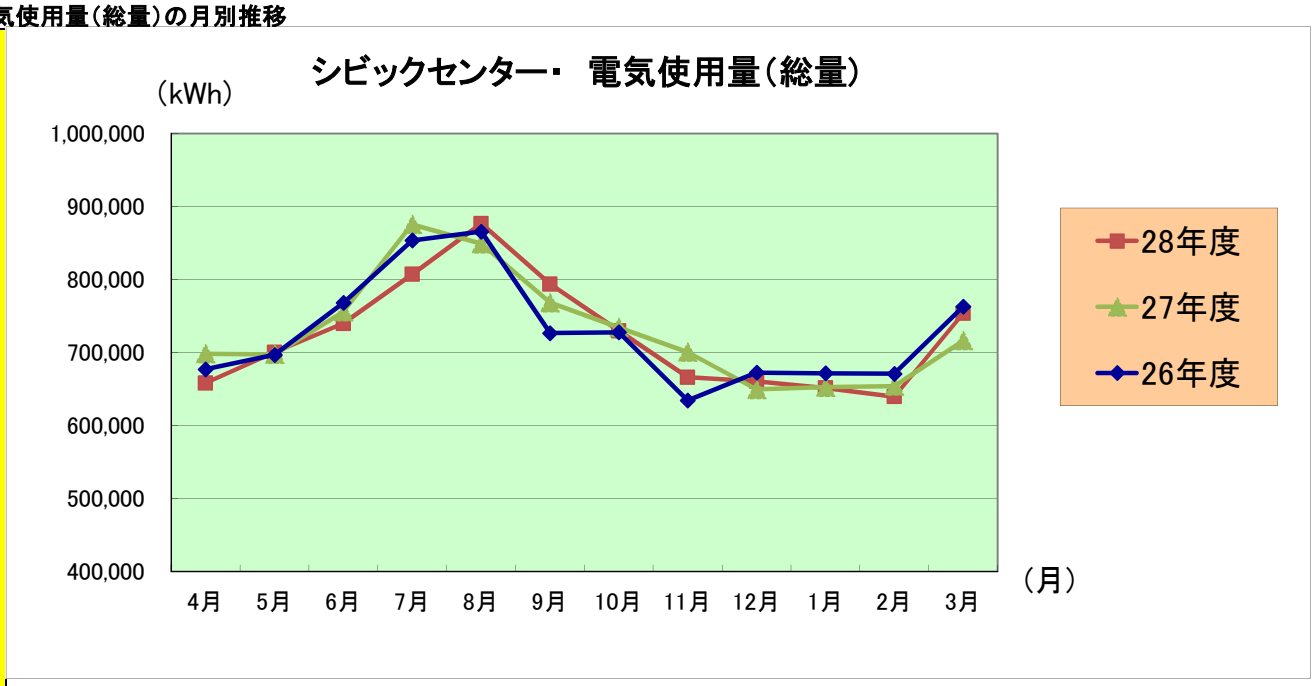


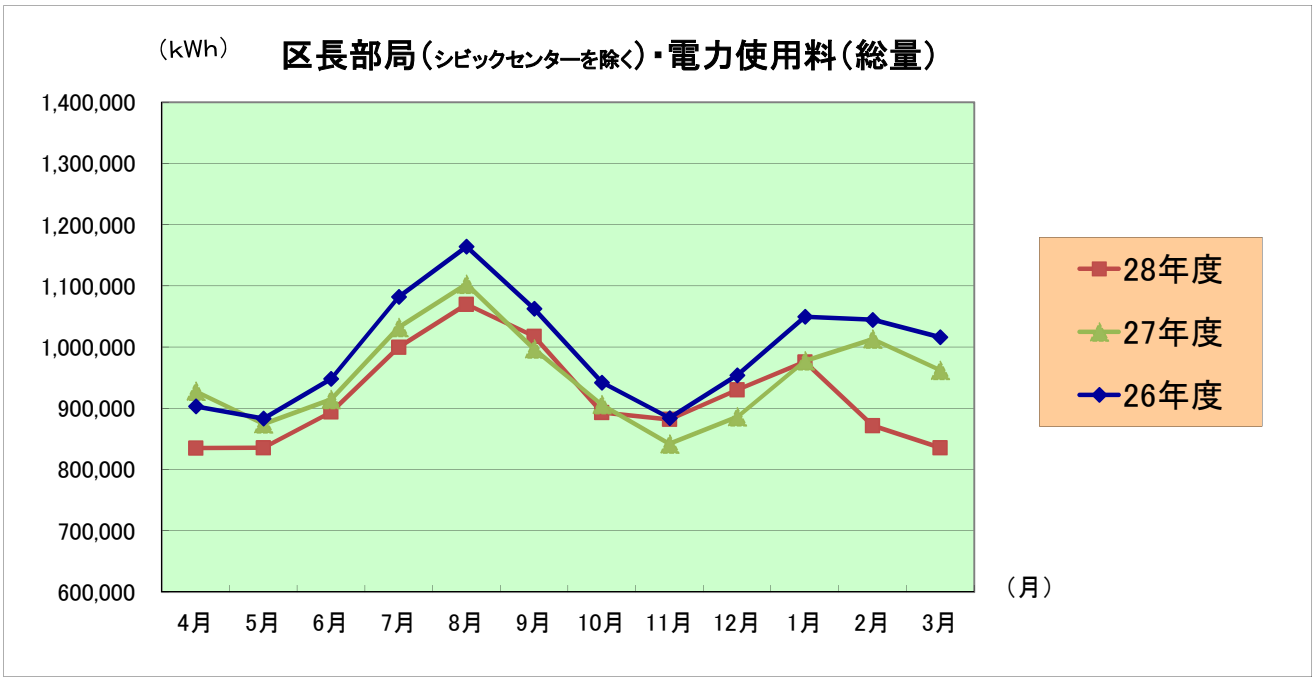


教育部局

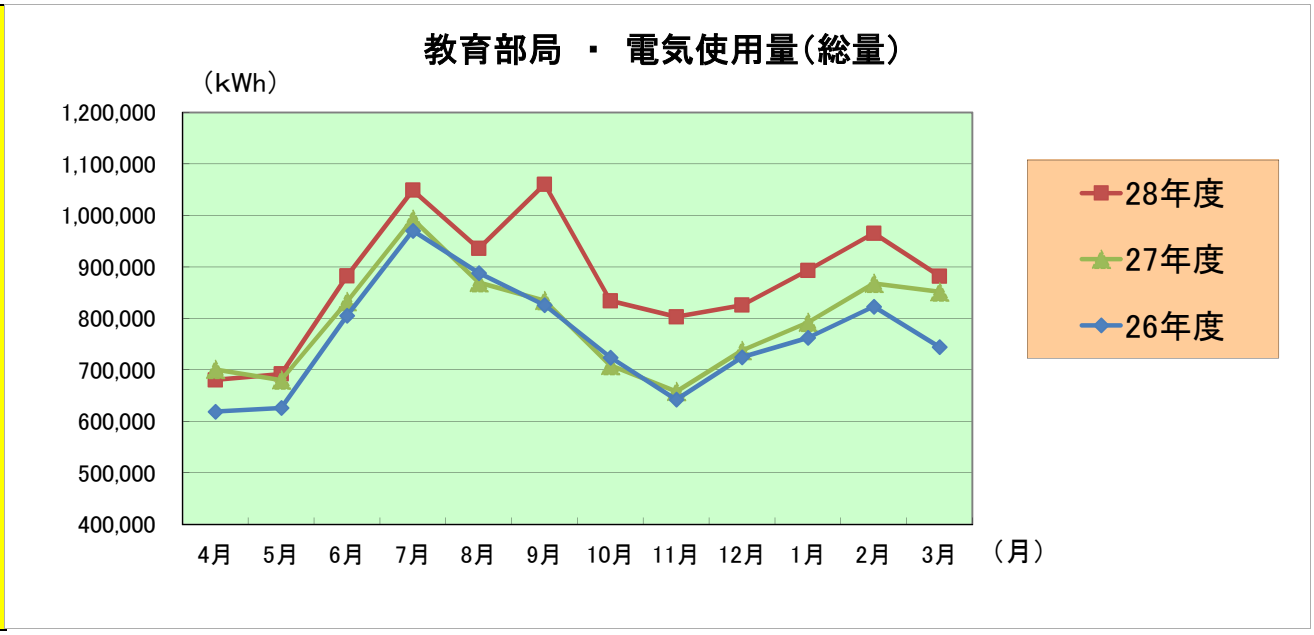


※データ元：文京区地球温暖化対策管理システム「省エネ管太郎」
※詳細な数値については裏面参照

# 平成２８年度区有施設電気使用量について
## 平成27年度、平成26年度との比較について

| | 年度 | 区長部局(①) | 教育部局(②) | 全体(①+②) | 年度増減% |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用量合計(kWh) | 28 | 19, 717, 767 | 10, 506, 071 | 30, 223, 838 | 1.7 |
| | 27 | 20, 188, 085 | 9, 528, 557 | 29, 716, 642 | -0.4 |
| | 26 | 20, 664, 353 | 9, 158, 547 | 29, 822, 900 | |

区長部局

| 文京シビックセンター | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 施設合計(kWh) | 前年比率 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度 | 658,243 | 700,243 | 739,823 | 807,165 | 876,499 | 793,652 | 729,799 | 666,038 | 660,622 | 651,447 | 639,646 | 753,854 | 8,677,031 | -0.9 |
| 27年度 | 698,365 | 697,551 | 755,804 | 875,526 | 848,814 | 768,364 | 734,378 | 700,496 | 649,532 | 652,473 | 654,167 | 716,425 | 8,751,895 | 0.3 |
| 26年度 | 677,017 | 696,851 | 768,117 | 853,503 | 865,630 | 726,526 | 727,827 | 634,356 | 672,574 | 671,621 | 670,944 | 762,899 | 8,727,865 | |

| 区長部局 (除：シビックセンター) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 施設合計(kWh) | 前年比率 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度 | 835,190 | 835,713 | 893,869 | 999,839 | 1,069,920 | 1,017,696 | 893,212 | 881,898 | 930,383 | 975,690 | 871,681 | 835,645 | 11,040,736 | -3.5 |
| 27年度 | 927,824 | 874,535 | 914,521 | 1,032,176 | 1,102,849 | 997,106 | 906,034 | 842,027 | 886,063 | 977,566 | 1,013,297 | 962,192 | 11,436,190 | -4.2 |
| 26年度 | 903,299 | 883,609 | 948,269 | 1,082,316 | 1,164,349 | 1,062,782 | 942,396 | 884,292 | 954,252 | 1,049,797 | 1,044,766 | 1,016,361 | 11,936,488 | |

教育部局

| 教育部局 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 施設合計(kWh) | 前年比率 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度 | 680,669 | 692,239 | 882,751 | 1,049,030 | 936,099 | 1,060,591 | 834,401 | 803,173 | 825,895 | 893,425 | 965,616 | 882,182 | 10,506,071 | 10.3 |
| 27年度 | 701,009 | 680,590 | 832,852 | 992,828 | 869,641 | 834,567 | 708,812 | 658,198 | 737,855 | 792,326 | 868,268 | 851,611 | 9,528,557 | 4.0 |
| 26年度 | 619,353 | 626,431 | 805,871 | 970,478 | 888,510 | 825,913 | 724,243 | 642,583 | 725,059 | 762,598 | 823,017 | 744,491 | 9,158,547 | |

【資料第４号】

# 平成 28 年度省エネ指導の実施結果について

## 1　実施状況

第２次文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー対策を推進するため、エネルギー使用量の大きな施設（シビックセンターを除く）へエネルギー管理士と共に定期的に訪問し、エネルギー使用量の管理等を行い、より一層の省エネに向けた具体的な取組み等の指導を実施した。

## 2　対象施設

① 文京総合体育館（湯島地域活動センター併設）【指導２年目】
② 文京総合福祉センター（併設施設含む）【指導１年目】
③ 教育センター（b-lab【ビーラボ・文京区青少年プラザ】を含む）【指導１年目】

## 3　実施内容

各施設のエネルギー利用状況について、設備点検記録、設備竣工図面、エネルギー使用量などの項目を現地において実際に確認するとともに、代表点の温湿度、照度などの環境測定を行い、施設職員と省エネについての意見交換等を実施した。

| 訪問調査・提案項目 | 盛夏期（6～7 月） | 厳冬期（11~12 月） | 年度末（2～3 月） |
|---|---|---|---|
| 建物概要把握 | ○情報収集 | | |
| 設備竣工図面 | ○情報収集 | | |
| エネルギー使用量 | ○最新推移確認 | ○最新推移確認 | |
| 省エネ対策 | ○実施状況把握 | ○実施状況把握 | |
| 管理標準 | ○遵守状況確認 | | |
| 設備点検記録 | ○設備点検記録確認 | ○設備点検記録確認 | |
| | ○ﾒｰｶｰ点検記録確認 | ○ﾒｰｶｰ点検記録確認 | |
| | ○環境測定報告書確認 | ○環境測定報告書確認 | |
| | ○燃焼機器空気比確認 | ○燃焼機器空気比確認 | |
| 代表点計測 | ○照度測定 | ○照度測定 | |
| | ○ＣＯ２測定 | ○ＣＯ２測定 | |
| | ○温室度測定 | ○温室度測定 | |
| 省エネ提案 | ○設備運転提案 | ○設備運転提案 | |
| | ○その他の提案 | ○その他の提案 | |
| 実施報告 | | ○議事録提出 | ○議事録提出 |
| | | | ○年間実施報告提出 |

## 4　実施結果（改善提案等）

各施設のエネルギー利用状況について、現状及び問題点の「見える化」などを行い、エネルギー管理・運用の効率化などを目的とした様々な提案を行った。

実施した内容は、以下のとおりである。

① 総合体育館

○ 中間期のアリーナ空調機の運転停止をルール化

○ 実情に合わせた換気量の変更（全熱交換器）

○ 実情に合わせた換気量の変更（アリーナ排気）

② 文京総合福祉センター

○ 照明の間引きの実施

○ 扇風機・サーキュレーター・空気清浄器の活用

○ 電気室空調設定温度の適正化

○ 受水槽室の給排気ファン運転時間の短縮

○ エネルギー管理標準の修正及び周知

○ 外気導入量の適正化

③ 教育センター

○ 全熱交換器の適正利用

○ 電気温水器の適正利用

○ 空調の吹き出し方向調整

○ エネルギー管理標準の修正及び周知

○ デマンド監視装置の活用

○ 照明の調光

○ サーキュレーターの導入

各施設の平成 27 年度と平成 28 年度の電気・ガス使用量は、以下のとおりである。

| 施設名 | 種類 | 平成28年度 | 平成27年度 | 増減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総合体育館 | 電気（KWh） | 1,251,497 | 1,255,368 | △ 3,871 | △0.3% |
| | ガス（㎥） | 77,420 | 72,998 | 4,422 | 6.1% |
| 文京総合福祉センター | 電気（KWh） | 667,556 | 629,704 | 37,852 | 6% |
| | ガス（㎥） | 124,337 | 110,478 | 13,859 | 12.5% |
| 教育センター | 電気（KWh） | 485,291 | 468,250 | 17041 | 3.6% |
| | ガス（㎥） | 2,169 | 1,898 | 271 | 14.3% |

## 5　ま と め

それぞれの施設のエネルギー運用状況を把握するとともに、施設ごとに実際の設備運用状況を確認しながら、具体的な省エネに関する提案を行ったことで、それぞれの職場において節電・省エネへの意識が高まった。

しかしながら、施設管理面、予算状況の問題などにより、実施できなかった提案もあり、今後ともさらなる省エネ提案や実現可能な環境整備を図りつつ、省エネ意識の啓発に努めていく必要がある。

このため、今後もエネルギー使用量の多い施設を対象とした省エネ指導事業を継続していく。

【資料第 5号】

# 平成 29 年度　区の主な夏季節電の取組みについて

| 取組み | 実施時期 | 実施内容 | 【参考】28 年度実績 |
|---|---|---|---|
| 区報による情報発信 | 6 月 | 区報 6 月 10 日号で、省エネ・節電の啓発記事を掲載。 | 同左<br>※6 月 10 日号 |
| 区ホームページによる情報発信 | 通年 | ホームページに夏季の節電対策を掲載。 | 同左 |
| CATV 番組による情報発信 | 6 月下旬～<br>7 月上旬 | 家庭でできる省エネ対策について、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）がアドバイスする番組を放映。 | 家庭でできる省エネ・節電対策を紹介する番組を放映。 |
| シビックセンターにおけるライトダウンの実施 | 7 月 7 日<br>20～22 時<br>（実施予定） | シビックセンター内の執務フロアー及び廊下部分における一斉消灯 | 同左 |
| 区役所（事業所）における節電 | 通年 | ○機器<br>・不要機器の電源オフ<br>・パソコン、プリンタの節電対策の徹底<br>○照明<br>・朝は始業時から点灯<br>・昼休みや不要時の消灯<br>・トイレ、更衣室や給湯室をこまめに消灯<br>・会議室予約取消の徹底<br>・照明器具の清掃による照度のｱｯﾌﾟ<br>・事務室や共用部分の照明の縮減<br>・屋外照明等を安全確保に支障のない範囲で消灯<br>・残業時の LED 電気スタンドの使用<br>○空調・換気<br>・ブラインドやカーテンの活用<br>・不要な部屋の空調を停止、退庁時の空調の停止の徹底<br>・温度設定(原則 28℃設定)<br>・空調機フィルタの清掃及び室外機の点検により、エネルギー効率を維持<br>○その他<br>・クールビズの実施<br>（5 月 1 日～10 月 31 日） | 同左 |

<table>
<tr><th colspan="2">取組み</th><th>実施時期</th><th>実施内容</th><th>【参考】28 年度実績</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>・ノー残業デーの実施<br>・ノー残業推進期間の実施<br>（7 月 11 日～9 月 9 日）<br>・給湯器使用時間の短縮<br>・最寄り階への移動は階段を利用<br>（2 ｱｯﾌﾟ 3 ﾀﾞｳﾝ）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">クールアースフェア～節電・省エネ～</td><td>省エネ・節電に関する紹介</td><td rowspan="2">7 月 7 日<br>（実施予定）</td><td>出展団体が実効性の高い省エネ・節電への取組みや新エネ・省エネ機器等を紹介。<br>※出展団体<br>NPO 法人、環境活動団体、東京ガス等<br><br>区報 6 月 25 日号で周知記事を掲載。</td><td rowspan="2">同左<br>※来場者数：334 名</td></tr>
<tr><td>とうきょうエコムーブメント</td><td>省エネに関するクイズを実施。<br>※出展団体：東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)</td></tr>
<tr><td colspan="2">打ち水用品の貸与</td><td>7 月 3 日～<br>9 月 29 日</td><td>地域のヒートアイランド対策として、打ち水を推奨するため、ひしゃく・じょうろ・のぼり旗を貸し出し。<br>区報 6 月 25 日号で周知記事を掲載。合わせて東京都の打ち水イベントについても掲載。</td><td>同左<br>※貸出件数　1 件</td></tr>
</table>

【資料第６号】

# （仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について

## １　趣旨

文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、（仮称）文京区生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）を策定する。

## ２　策定方針

(1)　平成 28 年度に改定した「文京区環境基本計画」に示す環境の主要分野である「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」のうち、「自然共生社会」における個別計画としての役割を担う計画とする。

(2)　生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略を基本とし、区の特性を踏まえた方針や目標を定めた計画とする。

## ３　計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とする。

## ４　策定の体制

(1) 文京区環境対策推進本部

意思決定機関として、報告を受けた協議内容を決定する。

(2) 文京区環境問題連絡幹事会

地域戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

(3) 文京区生物多様性地域戦略協議会（平成 29 年度設置予定）

区民参画のもと、地域戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

委員構成：学識経験者２名以内、公募区民５名以内、団体関係者６名以内（東京商工会議所文京支部、女性団体連絡会、町会連合会、商店街連合会、環境団体等）、区内事業者１名

## ５　動植物調査の実施

地域戦略策定の基礎資料とするため、資料調査及び区内の動植物調査を実施する。

（平成 30 年３月基礎調査報告書作成予定）

## ６　策定のスケジュール

| | |
|---|---|
| 平成２９年９月 | 議会報告（地域戦略の策定及び検討体制等について） |
| 平成３０年３月 | 基礎調査報告書作成 |
| １１月 | 素案作成 |
| １２月 | パブリックコメント実施 |
| 平成３１年２月 | 文京区環境対策推進本部（地域戦略の策定案について）<br>議会報告（地域戦略の策定案について） |
| ３月 | 地域戦略策定 |

# （仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定について

## １　生物多様性が注目されつつある背景

「生物多様性」は、我々の日々の生活を支える基盤の一つであり、また、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性も支えている。

一方、「生物多様性」は、開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面し、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがある。生物多様性が損なわれると、我々人間の生存にまで影響しうるものであることから、近年、「生物多様性」への関心が高まってきている。

### （１）生物多様性とは

生物多様性基本法では、生物の多様性を、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義している。生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という３つのレベルがあり、これらを保全していくことが重要である。

出典）生物多様性地域戦略策定の手引き（環境省自然環境局　平成 26 年 3 月）

### （２）生物多様性の危機

日本の生物多様性は「４つの危機」にさらされている。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕している。この生きものたちの危機は、我々人間の生存にまで影響しうる重大な問題である。

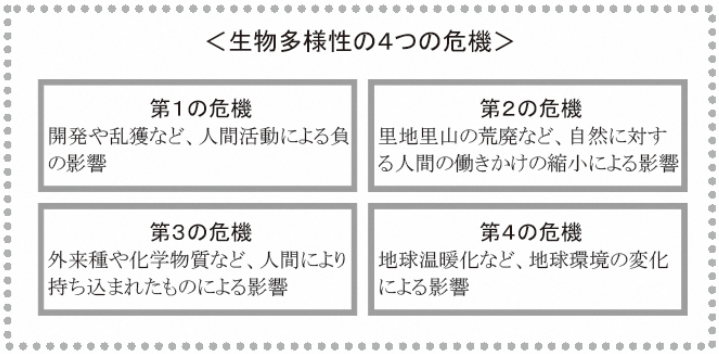


出典）生物多様性地域戦略策定の手引き（環境省自然環境局　平成 26 年 3 月））

（3）生物多様性がもたらすサービス

生物多様性がもたらすサービスは、区民の生活に直結している。例えば、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、日々の生活で強い結びつきを持っている。日々の生活では、下図に示す「４つの生態系サービス」を受けており、都市に暮らす文京区民も例外ではない。いずれのサービスも、生物多様性が失われた場合には適切なサービスが受けられなく恐れがあり、人間の生存にまで影響を及ぼす可能性がある。

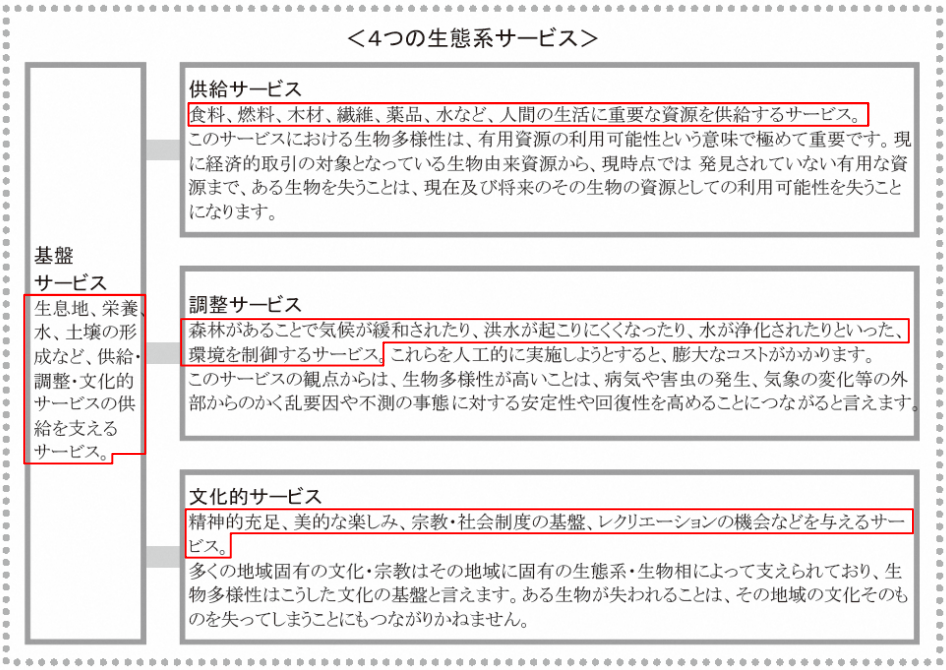


出典）生物多様性地域戦略策定の手引き（環境省自然環境局　平成 26 年 3 月）

（4）生物多様性と都市

都市に生息する生物については、その生息生育環境の減少や質の低下、汚染やヒートアイランド現象、外来種の侵入などによって、その多様性が損なわれることが危惧されている。また、都市居住者による資源の消費は、都市内や都市の周辺のみならず、資源の調達先となる地域の生態系にまで影響を与える可能性がある。そのため、世界の人口の過半数が生活している都市での居住者の取組が、生物多様性の保全の上で重要である。

## 2　国・都・他自治体等の動向

（1）国の生物多様性に関する戦略

生物多様性の問題に対する国際的な動きとして、1992（平成 4）年に「生物多様性条約」が採択された。その後、2010（平成 22）年の第 10 回締約国会議（COP10）では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指した「戦略計画 2011-2020」及び、2020（平成 32）年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標である「愛知目標」が設定された。

このような国際的な情勢を受けて、我が国では 1995（平成 7）年に最初の生物多様性国家戦略を決定した。その後、2008（平成 20）年に「生物多様性基本法」を制定し、2010（平成 22）年に同法に基づき「生物多様性国家戦略 2010」が策定され、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促すことが示された。その後、2012（平成 24）年には愛知目標を達成するための国別目標などを盛り込んだ「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定した。

| 年 | 国際的な動向 | 国の動向 |
|---|---|---|
| 1992（平成 4）年 | ・「生物多様性条約」採択 | |
| 1993（平成 5）年 | ・「生物多様性条約」発効 | ・「生物多様性条約」批准 |
| 1995（平成 7）年 | | ・「生物多様性国家戦略」決定 |
| 2008（平成 20）年 | | ・「生物多様性基本法」制定 |
| 2010（平成 22）年 | ・COP10 で「戦略計画 2011-2020」と「愛知目標」が採択 | ・「生物多様性国家戦略 2010」策定<br>・「生物多様性地域連携促進法」制定 |
| 2012（平成 24）年 | | ・「生物多様性国家戦略 2012-2020 」策定 |

なお、「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、2020（平成 32）年までの重点施策として以下の 5 つの基本戦略を定めている。

**【生物多様性国家戦略 2012-2020　5 つの基本戦略】**

- ◇　生物多様性を社会に浸透させる
- ◇　地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ◇　森・里・川・海のつながりを確保する
- ◇　地球規模の視野を持って行動する
- ◇　科学的基盤を強化し、政策に結びつける

（2）東京都の生物多様性に関する戦略

東京都では、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、緑施策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 24 年 5 月に生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定した。

平成 28 年には「東京都環境基本計画」を改定し、5 つの政策の柱の一つに「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、政策を展開していくこととしている。

「東京都環境基本計画」では「生物多様性の保全・緑の創出」と「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」の 2 つの施策を掲げ、それぞれについて目標と施策の方向性を示している。

「東京都環境基本計画」で掲げる目標と施策の方向性

出典）東京都環境基本計画概要版（平成 28 年 3 月）

（3）特別区の策定状況

東京 23 区では、下記 7 区が生物多様性地域戦略を策定済みであり、大田区と豊島区は環境基本計画の一部に包含する形で策定されている。

| | 自治体名 | 策定年月 | 計画の名称 |
|---|---|---|---|
| 1 | 大田区 | 平成 24 年 3 月 | 大田区環境基本計画<br>（記載の一部を生物多様性地域戦略に位置づけ） |
| 2 | 葛飾区 | 平成 24 年 11 月 | 生物多様性かつしか戦略 |
| 3 | 千代田区 | 平成 25 年 3 月 | ちよだ生物多様性推進プラン |
| 4 | 目黒区 | 平成 26 年 3 月 | 目黒区生物多様性地域戦略<br>「ささえあう生命（いのち）の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」 |
| 5 | 港区 | 平成 26 年 3 月 | 港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン- |
| 6 | 豊島区 | 平成 26 年 3 月 | 豊島区環境基本計画 2014-2018<br>（記載の一部を豊島区生物多様性地域戦略に位置づけ） |
| 7 | 世田谷区 | 平成 29 年 4 月 | 生きものつながる世田谷プラン<br>～生きもの元気！ひとも元気！生物多様性地域戦略～ |

## 3　生物多様性地域戦略を策定する必要性

生物多様性基本法に基づく自治体としての責務のほか、区民の意識や、区の特性を活かした取組の推進が求められている。

1）生物多様性基本法第 13 条により、自治体における**地域戦略を定めるよう努めなければならない**。

2）平成 27 年度の区民の意識調査より、区に期待する環境施策として「みどりや水辺の保全」が最も支持を集めており、**生物多様性の視点も併せた施策の展開が必要である**。

3）生物多様性の保全には、区民が生きものと触れ合う機会・場を創出することなどにより、区民の生きものをはじめとした**環境分野に関する意識のめばえや関心の高まりを促進する**ことが必要である。

4）区には、公園や神社等にまとまった緑や水辺が存在し、多くの生き物の住処になっていると考えられるため、その実態を把握するとともに生き物の種の多様性の保全やつながりの創出等を推進することが必要である。

そのため、将来像・目標・方針を区民・事業者と共有するとともに、各主体がすべきこと、出来ることを普及啓発しながら、連携して息の長い取組を展開する必要があるが、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」や「文京区一般廃棄物処理基本計画」といった個別計画が生物多様性に関しては策定されていないのが現状であり、生物多様性地域戦略の策定が必要である。

**求められている事項**

1）生物多様性基本法に基づく責務

2）区民の意識

3）区の特性を活かした取組の推進

→

**求められている事項に対して必要となる取組**

- 区の将来像・目標の共有
- 生物多様性保全に関する正しい知識の獲得
- 生物多様性保全及び持続可能な利用に関する施策の展開
- 各主体の取り組むべき行動の理解促進と浸透
- 区民、事業者、区等が一体的な取組を展開

これらを実行するために、生物多様性地域戦略の策定が必要

■参考■　生物多様性基本法に基づく責務

| ■　地方公共団体の責務 |
| --- |
| 第五条　地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 |
| ■　生物多様性地域戦略の策定等 |
| 第十三条　都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。<br>２　生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。<br>一　生物多様性地域戦略の対象とする区域<br>二　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標<br>三　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策<br>四　前三に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |

出典）生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）

## ４　戦略の位置づけと連携の必要性

（仮称）文京区生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づく計画であるとともに、文京区環境基本計画における該当分野の個別計画として位置付けられるものである。

また、生物多様性の保全は、多岐にわたる分野との連携が重要となることから、関連計画との整合を図る必要がある。

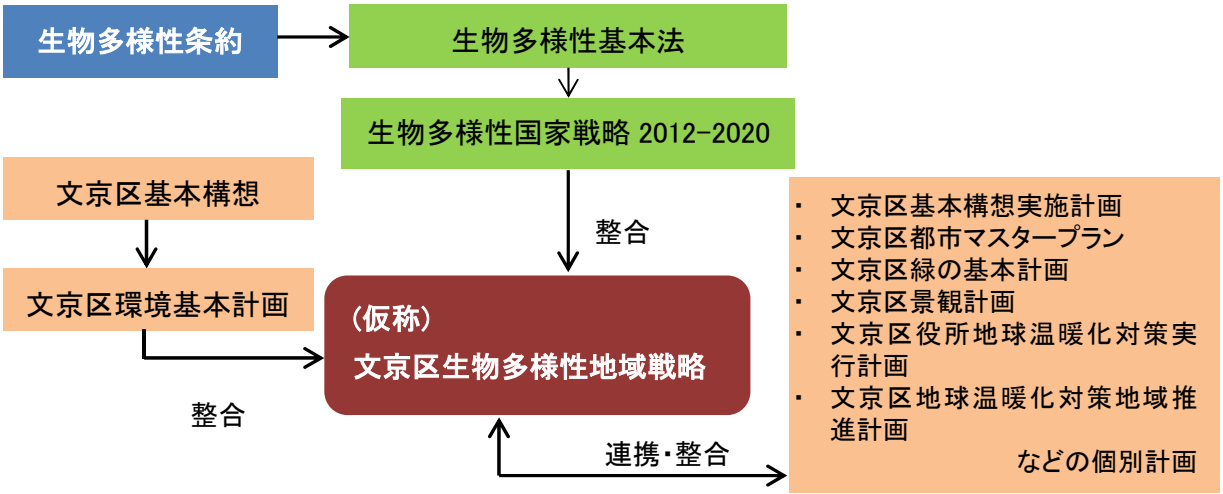


（仮称）文京区生物多様性地域戦略の位置づけ（案）

## ５　検討項目と検討手順

生物多様性地域戦略の検討項目と検討手順を次頁に示す。

## 「文京区生物多様性地域戦略」の検討項目および検討手順

### 1.　生物多様性の現状把握と分析評価

（1）　区の生物多様性に関する現状把握

| | | |
|---|---|---|
| 区の現況 | 資料調査 | ・　河川水辺の国勢調査（国土交通省）<br>・　自然環境保全基礎調査（環境省）<br>・　区内の公園、緑地等における既往調査成果　　など |
| | 現地調査 | ・　本郷給水所公苑、千石緑地、須藤公園、関口台公園、文京シビックセンター、根津神社、学校法人順天堂において動物・植物・生態系の調査を実施。<br>・　調査項目は、植物、昆虫類、鳥類、哺乳類、爬虫類・両生類、魚類・底生生物とする。<br>・　調査時期は、春、初夏、夏、秋、冬のそれぞれに、動物・植物の特性に合わせて実施する。 |
| | 区民アンケート | ・　区民の生物多様性に対する認知度や重要性など、現在の認識を調査する。 |
| 社会動向 | 資料調査 | ・　国内外、周辺自治体等の最新動向を調査 |

（2）　取組の現状と評価

各種調査結果を整理するとともに、これまで区内で実施されてきた既往の取組（他分野の関連取組も含む）についても整理し、区内の生物多様性とそれを取り巻く現状について評価

（3）　課題の抽出

- ○　区内の生物多様性に関する量・質の課題
- ○　取組の課題
- ○　推進体制等の課題
- ○　区民意識の課題
- ○　世界・日本における文京区の位置づけの整理　　など

### 2.　計画の目標の検討

（1）　基本的な考え方
（2）　基本方針
（3）　対象区域
（4）　目標

- ・　生物多様性基本法および生物多様性国家戦略を基本とし、愛知目標の達成に向けて、本区の特性を踏まえた方針や目標について定める。
- ・　対象区域は、区内全域とする。

### 3.　施策の検討

（1）　施策の方向性
（2）　施策の体系
（3）　施策と具体的な取組

- ・　生物多様性国家戦略 5 つの基本戦略を施策の骨格として位置付け、区の特性に合わせた施策の方向性・体系を定める。
- ・　施策についても、国家戦略の内容を基本としつつ、区の特性に合わせた具体的な内容を定める。

### 4.　行動計画の検討

（1）　区民の行動
（2）　事業者の行動
（3）　区の行動

- ・　区民の行動は、国が提唱する“MY 行動宣言 5 つのアクション”を参考に、「ふれる」「たべる」「えらぶ」「まもる」「つたえる」の 5 項目について具体的な行動を整理する。
- ・　事業者の行動は、“生物多様性民間参画ガイドライン”や経団連が示す行動指針や先進事業者の事例などを参考に整理する。

### 5.　推進体制・進行管理の検討

○　推進体制は、分野横断的な施策の展開が可能で、戦略を着実に推進できる体制を検討する。

○　進行管理は、毎年の施策・取組の進行管理に加え、定期的なモニタリングや計画の見直しの方向性等について検討する。

計画書・概要版の作成

平成 29 年度　→　平成 30 年度

## 6　策定のスケジュール

平成 29 年度・平成 30 年度の 2 ヶ年をかけ、概ね以下のスケジュールに沿って策定を進める。

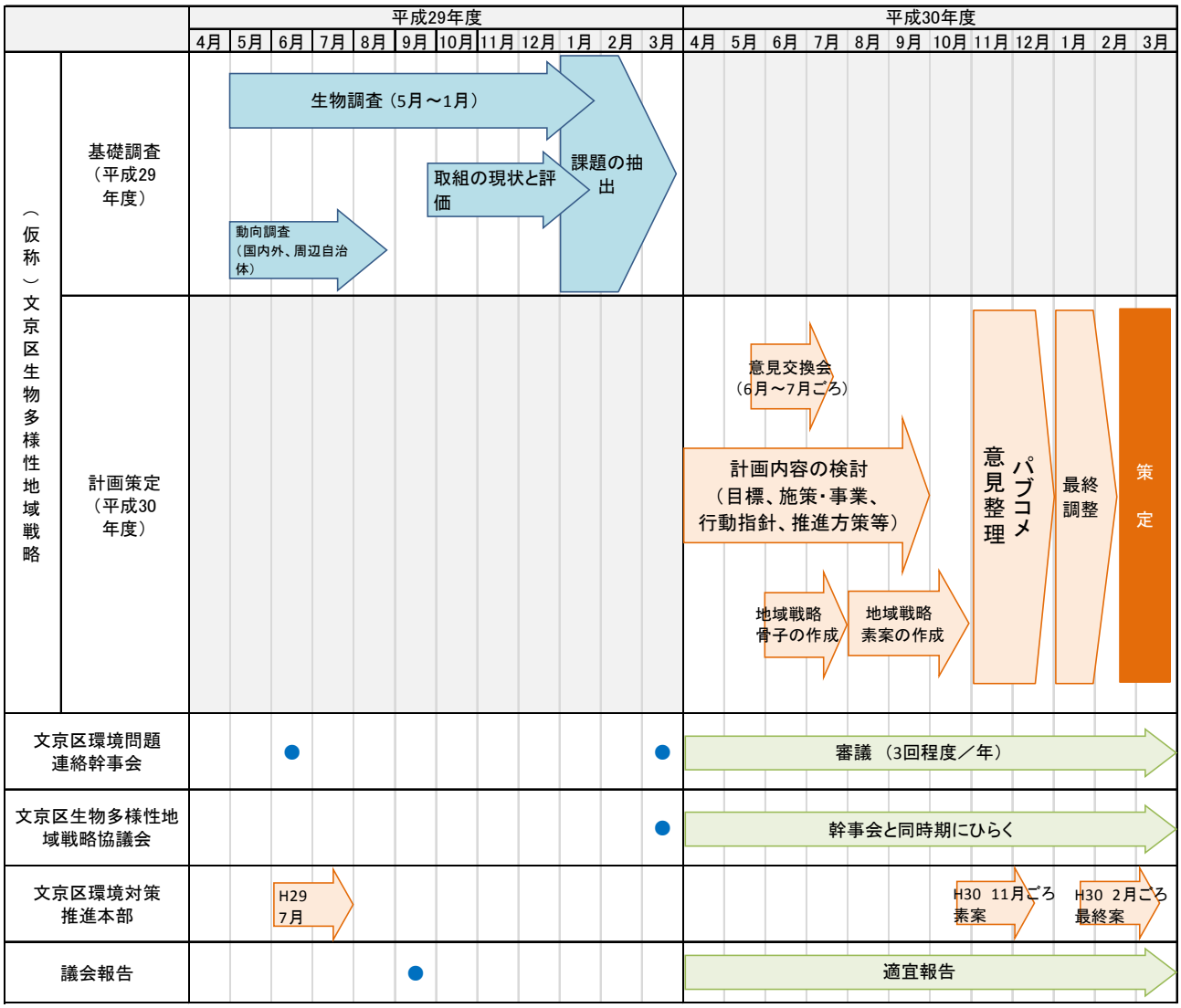

7　策定の体制

（1）庁内

ア　文京区環境対策推進本部

意思決定機関として、報告を受けた協議内容を決定する。

イ　文京区環境問題連絡幹事会

戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

（2）庁外

文京区生物多様性地域戦略協議会

公募区民、区内事業者、有識者等により組織し、戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

【委員構成】

学識経験者２人以内、公募区民５人以内、区内関係団体の推薦による者６人以内（東京商工会議所文京支部、女性団体連絡会、町会連合会、商店街連合会、環境団体２団体を予定）、区内事業者の代表１人

【幹事】

企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長、施設管理部施設管理課長

8　庁内照会等の実施

（仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定にあたっては、必要に応じて庁内照会を実施する。また、パブリックコメントや、環境団体等へヒアリングを実施する予定である。

参考資料

# 文京区環境対策推進本部設置要綱

２７文資環第１３０８号平成２８年１月１９日区長決定
２８文資環第１８号平成２８年４月　１日部長決定
２８文資環第　２１０２号平成２９年３月３１日部長決定

（設置）

第１条　文京区における環境の保全に貢献し、区の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、文京区環境対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　文京区環境基本計画の推進に関すること。

(2)　文京区地球温暖化対策地域推進計画の推進に関すること。

(3)　文京区役所地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

（構成）

第３条　本部は、別表第１に掲げる職にある者をもって構成する。

２　本部に本部長及び副本部長を置く。

３　本部長は、区長とし、本部を総括する。

４　副本部長は、副区長及び教育長の職にある者とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第４条　本部は、本部長が招集する。

（環境問題連絡幹事会）

第５条　本部の下に文京区環境問題連絡幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　幹事会について必要な事項は別に定める。

（部会）

第６条　本部の下に地球温暖化対策部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会は、別表第２に掲げる職にある者をもって構成する。

３　部会に部会長及び副部会長を置く。

４　部会長は、資源環境部長の職にある者とし、部会を総括する。

５　副部会長は、資源環境部環境政策課長、施設管理部保全技術課長及び教育推進部教育総務課長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

６　部会は、部会長が招集する。

（意見聴取）

第７条　本部長及び部会長は、必要があると認めたときは本部員又は部会員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第８条　本部及び部会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付　則

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年　　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２９年　　４月　１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

| | |
|---|---|
| 本部長 | 区長 |
| 副本部長 | 副区長<br>教育長 |
| 本部員 | 企画政策部長<br>総務部長<br>危機管理室長<br>区民部長<br>アカデミー推進部長<br>福祉部長<br>子ども家庭部長<br>保健衛生部長<br>都市計画部長<br>土木部長<br>資源環境部長<br>施設管理部長<br>会計管理者<br>教育推進部長<br>監査事務局長<br>区議会事務局長<br>企画政策部企画課長<br>企画政策部財政課長<br>企画政策部広報課長<br>総務部総務課長<br>総務部職員課長<br>資源環境部環境政策課長<br>施設管理部保全技術課長<br>教育推進部教育総務課長 |

別表第２（第６条関係）

| | |
|---|---|
| 部会長 | 資源環境部長 |
| 副部会長 | 資源環境部環境政策課長<br>施設管理部保全技術課長<br>教育推進部教育総務課長 |
| 部会員 | 企画政策部企画課長<br>総務部総務課長<br>総務部防災課長<br>区民部区民課長<br>区民部経済課長<br>アカデミー推進部アカデミー推進課長<br>福祉部福祉政策課長<br>子ども家庭部子育て支援課長<br>子ども家庭部幼児保育課長<br>保健衛生部生活衛生課長<br>都市計画部都市計画課長<br>土木部管理課長<br>土木部みどり公園課長<br>施設管理部施設管理課長<br>施設管理部整備技術課長<br>教育推進部学務課長 |